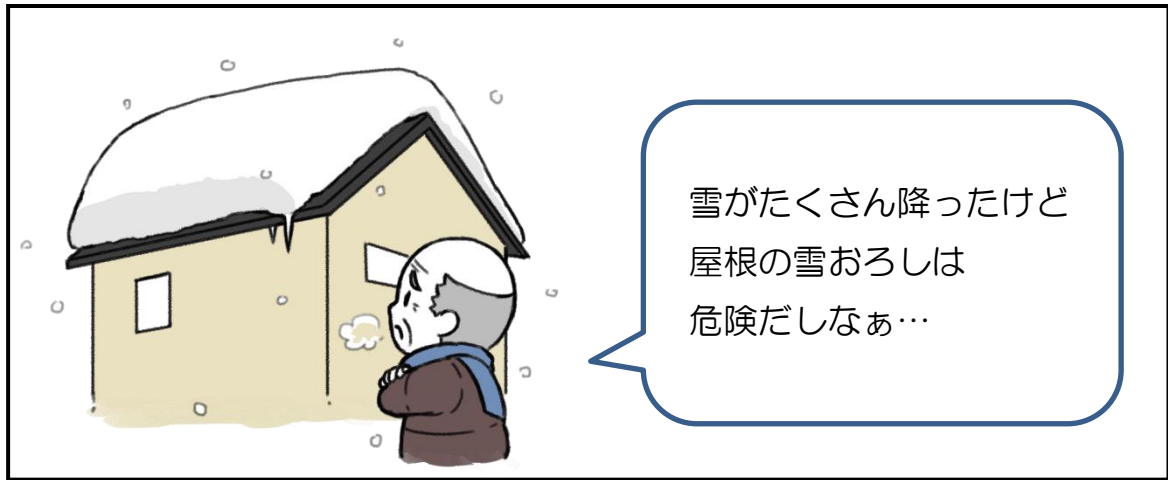


屋根雪おろし等費用助成金交付事業



こんなときは！

屋根雪おろし等費用助成金交付事業

をご利用ください。



どんな制度？

福知山市にお住まいの方で、積雪量がおおむね70cmを超え、事業者等の第三者に依頼し、有料で屋根の雪おろし等の除雪を行った場合、その費用の一部を助成する制度です。



内容は？

除雪に要した費用の2分の1（上限額20,000円）を助成します。



対象は？

市内に居住し市民税非課税世帯で、次のいずれかの項目に該当する世帯です。

- ① 65歳以上の者のみで構成する在宅高齢者世帯
- ② 母子世帯
- ③ 障害者手帳を有する者のみで構成する障害者世帯です。



利用までの流れ

- ① 申請書にお住まいの担当民生委員さんの証明を受け、除雪費用の領収書写しを添付して、市役所高齢者福祉課または各支所に提出。
- ② 交付・不交付決定
- ③ 交付決定後、指定の口座に助成金が振り込まれます。